

## 鳥取大学学友会会則

平成23年3月27日制定

(名称)

第1条 本会は、鳥取大学学友会と称する。

(会の目的)

第2条 本会は、鳥取大学と学部同窓会及びそれに準ずる組織（以下「同窓会等」という。）を結ぶ連合組織として、会員相互の交流と連携、親睦を通し鳥取大学の発展と地域社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 鳥取大学及び各学部同窓会等との連携事業
- 二 鳥取大学及び各学部同窓会等への支援事業
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、正会員、賛助会員、名誉会員をもって組織する。

2 正会員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 尚徳同窓会
- 二 医学部同窓会
- 三 工学部同窓会
- 四 農学部同窓会
- 五 鳥取大学の役員、教職員及びその職にあった者
- 六 鳥取大学に在学する者

3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で役員会が認めた者とする。

4 名誉会員は、本学に対して特に功労があった者で役員会が認めた者とする。

(役員及び役員会)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名
- 三 代表幹事 1名
- 四 前3号を除く幹事 若干名
- 五 監事 2名

2 幹事は、各同窓会等の長及び各同窓会等から推薦のあった者並びに鳥取大学の理事又は副学長とする。

3 会長、副会長及び代表幹事は、幹事の中から本役員会において選任する。

4 監事は、第1項第1号から第4号の役員の推薦に基づき本役員会において選任す。

5 役員会は、第1項第1号から第4号に掲げる役員で構成する。

6 監事は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のとき又は事故あるときはあらかじめ指名した副会長が会長の責務を代行する。

3 代表幹事は、役員会の議に基づき会務を掌理する。

4 幹事は、役員会の議に基づき会務を執行する。

5 監事は、本会の会務を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者又は役員会の議に基づき増員された者の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、鳥取大学長及びその他役員会が適任と認められる人物を推戴する。

3 顧問は、本会の会務に関する重要事項について助言する。

(役員会の開催等)

第9条 役員会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時役員会を開催することができる。

2 役員会は次に掲げる事項を審議する。

一 役員を選任に関する事項

二 事業計画及び事業報告に関する事項

三 予算及び決算に関する事項

四 会則の改廃に関する事項

五 その他会務に関する重要事項

3 役員会は、役員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(会計)

第10条 本会の事業経費は、寄附金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 本会の事務を円滑に処理するため事務局を設置する。

2 事務局は、鳥取市湖山町南4丁目101番地国立大学法人鳥取大学構内に置く。

3 事務局に関する必要な事項は、別に定める。

(細則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成25年7月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。